

# 附南海トラフ地震防災対策推進計画

役割分担表 .....	自然附-0-3
第1章 総則 .....	自然附-1-5
第2章 災害対策本部等の設置等 .....	自然附-2-10
第3章 地震発生時の応急対策等 .....	自然附-3-12
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 .....	自然附-4-18
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	自然附-5-38
第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 .....	自然附-6-39
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	自然附-7-42
第8章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 .....	自然附-8-45



< 役割分担表 >

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
<b>第1章 総則</b>	自然附-1-5								
第1節 推進計画の目的	自然附-1-5								
第2節 推進地域等	自然附-1-6								
第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	自然附-1-7								
第4節 住民等の責務	自然附-1-8								
第5節 南海トラフ地震の被害の特性	自然附-1-9								
<b>第2章 災害対策本部等の設置等</b>	自然附-2-10								
第1節 災害対策本部等の設置	自然附-2-10								
第2節 災害応急対策要員の動員	自然附-2-11								
<b>第3章 地震発生時の応急対策等</b>	自然附-3-12								
第1節 地震発生時の応急対策	自然附-3-12	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合等
第2節 資機材、人員等の配備手配	自然附-3-15								
第3節 他機関に対する応援要請	自然附-3-16	○							
<b>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b>	自然附-4-18								
第1節 地震・津波に対する体制整備	自然附-4-18	○							
第2節 津波からの防護	自然附-4-19	○	○		○				兵庫県
第3節 津波に関する情報の伝達等	自然附-4-21	○	○	○	○				第五管区海上保安本部、兵庫県
第4節 避難指示等の発表基準	自然附-4-25	○							
第5節 避難対策等	自然附-4-26	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合
第6節 消防機関等の活動	自然附-4-30	○						○	淡路広域消防事務組合
第7節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係	自然附-4-32								関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社兵庫支店、淡路広域水道企業団等
第8節 交通対策	自然附-4-34				○				第五管区海上保安本部、南あわじ警察署
第9節 市が自ら管理等を行う施設に関する対策	自然附-4-35	○	○	○	○	○	○		
第10節 迅速な救助	自然附-4-37	○						○	淡路広域消防事務組合

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	自然附-5-38	○	○	○	○		○		
第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	自然附-6-39								
第1節 地域防災力の向上	自然附-6-39	○							
第2節 防災訓練計画	自然附-6-41	○	○	○	○	○	○	○	防災関係機関
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	自然附-7-42	○	○	○	○		○		南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第8章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	自然附-8-45	○	○		○				
第1節 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応	自然附-8-45	○	○		○				
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応	自然附-8-46	○	○		○				

## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

#### 第1 計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項や、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、市、県、その他の防災関係機関の役割を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、南あわじ市地域防災計画の附編「南海トラフ地震防災対策推進計画」として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画及び兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」等を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
  - ① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
  - ② 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成にあたっての参考となること。

## 第2節 推進地域等

本市は、南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び第10条の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

- ※ 資料編 「8-12 南海トラフ地震防災対策推進計画を作成して津波に関する防災対策を講ずる者に係る区域図」  
「8-13 南海トラフ地震防災対策推進計画における避難所」

### 第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関等が、防災に関して処理する事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第2節「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

## 第4節 住民等の責務

---

### 第1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

---

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等が果たす責務の主なものは、第1編「総則」第3節「住民等の責務」に定めるところによる。



## 第5節 南海トラフ地震の被害の特性

南海トラフで発生する地震の規模を予測することは困難であるため、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を考えておくことが求められている。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、第1編「総則」第6節「災害の危険性と被害の特徴」に掲載したとおりであり、以下に被害の特性について特記する。

### (1) 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では甚大な津波被害の生じることが想定される。そのため、他市、県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

### (2) 地震による被害

#### ① 揺れによる被害

揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

#### ② 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

#### ③ 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

#### ④ 長周期振動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害の発生が想定される。

#### ⑤ 土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

#### ⑥ 帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

### (3) 津波による被害

#### ① 浸水被害

津波による浸水被害の発生により、避難が遅れた場合は、人的被害の生じることが想定される。

#### ② 船舶による被害

係留船舶、航行船舶の堤防等への衝突又は乗揚げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等の生じるおそれがある。タンカー等の場合は、火災、爆発の危険性も想定される。

#### ③ 瓦礫等の大量発生

津波に襲われた場合、陸域は瓦礫に埋まり、海域では漂流物の生じるおそれがある。また、これらの除去に相当の時間と費用のかかる可能性がある。

#### ④ 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

## 第2章 災害対策本部等の設置等

### 第1節 災害対策本部等の設置

---

#### 第1 趣旨

市、県、その他の防災関係機関の南海トラフ地震災害発生時の防災組織について定める。

---

#### 第2 内容

##### 1 市の災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。（第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」を参照）

##### 2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における南海トラフ地震発生時の防災組織については、各機関が定めるところによる。

---

## 第2節 災害応急対策要員の動員

---

### 第1 趣旨

市、県、その他の防災関係機関における地震発生時の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

---

### 第2 内容

#### 1 市の動員体制

災害応急対策要員の参集・配備は、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第2節「職員の動員・配備」に定めるところによる。

職員は、南海トラフ地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、災害の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

#### 2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における南海トラフ地震発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1節 地震発生時の応急対策

【各部、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、消防団等】

---

#### 第1 趣旨

---

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。

---

#### 第2 内容

---

##### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達

- ① 市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみで十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急、その旨を県、内閣総理大臣（窓口消防庁）にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。
- ② 指定公共機関及び指定行政機関は、災害情報を収集する。その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害）であると認められるときは、特に、その規模の把握のために必要な情報の収集に努める。

##### (2) 避難のための勧告及び指示

（全般）

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難勧告等を発表する。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を発表する。
- ② 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難指示等を発表する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難指示等を発表した旨を市長に通知する。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に、急を要する場合は避難をさせる。

(津波災害)

- ① 市長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときが必要と認める場合は、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対して、直ちに、海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。
- ② 市長は、地震発生後、気象庁から津波警報又は大津波警報等が発表されたときは、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対し、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。なお、日本放送協会による放送以外の法定ルート等により、市長に津波警報又は大津波警報が伝達された場合も同様の措置を講じる。
- ③ 災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」及び第3章「災害応急活動の展開」第6節「避難対策の実施」において定めるところによる。

## 2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に、防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

## 3 二次災害の防止

市は、危険物施設等における地震発生時の二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置や関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じる。

第五管区海上保安本部、県及び市は、海域における物資等の散乱による輸送活動への支障のほか、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後における海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努める。

## 4 救助・救急活動・医療活動・消火活動

市は、フェニックス防災システムの災害対応支援システム機能等を活用し、必要要員数を想定の上、県内防災関係機関との調整にあたる。

その他、救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第5節「災害救助法の適用」並びに第3章「災害応急活動の展開」第2節「消火活動の実施」、第3節「人命救出活動の実施」及び第4節「医療・助産対策の実施」に定めるところによる。また、第五管区海上保安本部は、津波によって海上に流された者や生死不明の状態にある者について、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行う。

## 5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、調達可能な流通備蓄量、他市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

その他物資調達に関する事項は、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第5節「災害救助法の適用」並びに第3章「災害応急活動の展開」第8節「食料の供給」、第9節「給水計画」及び第10節「生活用品等の供給」に定めるところによる。

## 6 輸送活動

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第5節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

## 7 保健衛生活動・防疫活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第5節「災害救助法の適用」並びに第3章「災害応急活動の展開」第12節「防疫対策の実施」及び第13節「行方不明者の捜索・遺体の火葬等」に定めるところによる。

## 8 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について検討する。

## 第2節 資機材、人員等の配備手配

---

### 第1 趣旨

---

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

---

### 第2 内容

---

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておく。

物資等の調達手配については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第12節「備蓄体制の整備」、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第5節「災害救助法の適用」及び第3章「災害応急活動の展開」第8節「食料の供給」、第9節「給水計画」、第10節「生活用品等の供給」に定めるところによる。

- (2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者保護のため、水、食料（アルファ化米等）、救急医薬品、毛布、テント等の物資等について、県に対し供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

#### 3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合に、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第3節 他機関に対する応援要請 【危機管理部】

---

#### 第1 趣旨

市では対応できない災害になる場合における他市町、自衛隊等への応援要請について定める。

---

#### 第2 内容

(1) 市が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

- ① 淡路地域災害時等相互応援に関する協定
- ② 消防団の相互応援に関する協定書
- ③ 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- ④ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(2) 市は、必要に応じ、(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

(3) 市は、必要に応じ、次の事項を明らかにしたうえで県に対し自衛隊の災害派遣を要請する（自衛隊法第83条第1項の規定による要請）。

なお、県に対して、自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、市は、次の事項を明らかにして、防衛庁長官又はその指定する者に通知する（災害対策基本法第68条の2第2項）。

- ① 派遣を要請する事由
- ② 派遣を要請する期間
- ③ 派遣を希望する区域
- ④ その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等への応援要請」第3「自衛隊への災害派遣要請」に定めるところによる。

(4) 市は、災害が発生により、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受入れることとなった場合に備え、淡路広域消防事務組合代表消防機関及び代表警察機関との連絡体制を整備し、受入態勢を確保するように努める。

その他緊急消防援助隊の受入れ及び派遣については第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等への応援要請」第5「その他関係機関等への応援要請」に定めるところによる。

(5) 広域的な災害対応体制の整備

南海トラフ地震は、関東から九州にかけての広範な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時において隣接市町からの応援を求めることは困難であり、被災圏域外からの支援が必要となる。このため、支援に必要な要員、物資等の調達先や輸送先、輸送手段等を定めた広域対応計画の作成について、近畿府県で検討するとともに、国に広域的な災害対応体制の整備を要望している。



(6) 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1節 地震・津波に対する体制整備

【危機管理部】

---

#### 第1 趣旨

津波からの防護及び円滑な避難の促進など、地震・津波に対する体制整備について定める。

---

#### 第2 内容

##### 1 体制整備

自主防災組織や消防機関、警察機関との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導、必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

## 第2節 津波からの防護

【危機管理部、総務企画部、産業建設部、兵庫県】

---

### 第1 趣旨

津波からの防護のための防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

---

### 第2 内容

#### 1 施設整備等の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等に関する重点箇所を絞った計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時における管理の徹底を行う。  
また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震・津波が発生した場合は、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、工事中の場合は工事中の中断等の措置を講じる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。
- (5) 市は、津波により孤立が懸念されている地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備を行う。
- (6) 市は、津波警報又は大津波警報等の迅速な伝達を行うため、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等の整備を行う。

#### 2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行う。

##### (1) 堤防、水門等の点検方針・計画

兵庫県淡路県民局が作成した水防活動要綱津波編に基づき、水門、樋門、堰等の閉鎖手順や関係機関との情報伝達の方法等を定め、地域における津波被害の防止・軽減を図る。

##### (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

県では、これまで1854年の安政南海地震(M8.4)による津波を想定し津波対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生に伴う最大クラスの津波への対応として、緊急かつ重要な事業を盛り込んだ津波防災インフラ整備5箇年計画を策定し、計画的・重点的に津波対策を推進する。

- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法  
兵庫県淡路県民局が作成した水防活動要綱津波編に基づき、水門、陸閘等の閉鎖手順や関係機関との情報伝達の方法等を定め、地域における津波被害の防止・軽減を図る。
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場等の確保  
離島である沼島に、平成19年度にヘリポートを整備しているほか、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場の確保を行う。
- (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画  
平成26年度に防災行政無線の整備に係る調査・設計を実施し、平成27年度以降に屋外放送システムの後継システムとして、防災行政無線の整備を実施した。

### 第3節 津波に関する情報の伝達等

【危機管理部、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、第五管区海上保安本部、兵庫県】

#### 第1 趣旨

津波に関する情報の伝達について、配慮すべき事項を定める。

#### 第2 内容

津波警報又は大津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、以下に定めるもののほか、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」及び第3章「災害応急活動の展開」第16節「災害情報等の提供と相談活動の実施」において定めるところによる。

##### 1 防災関係機関相互の情報の伝達

市その他防災関係機関は、津波警報又は大津波警報等の迅速な伝達のため、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等の必要な措置を講じる。また、災害情報及び対応措置に関する情報について、相互に共有する。

##### 2 居住者等への情報伝達

市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。

###### (1) 災害情報の伝達

市は関係機関と協議のうえ、地震発生後速やかに災害情報の広報を行う。その内容は概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。

- ① 発生した地震、津波に関する情報
- ② 余震等、今後の地震・津波警報又は大津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難勧告・指示（緊急）に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎ取るべき措置に関する情報

###### (2) 広報の手段

市は、緊急速報メール、防災行政無線、Lアラート、サイレン、CATV（データ放送）、防災ネット、ホームページ等の手段により、迅速に広報活動を行う。

###### ① 報道機関の協力による広報活動

ア 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請する。

イ 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

- ・ 住民への警報及び通知で緊急を要するもの
- ・ 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
- ・ 前各号のほか、市長が特に必要と認めるもの

ウ 県は、次に掲げる各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

【県の協定に基づくもの】

NHK神戸放送局	関西テレビ
ラジオ関西	読売テレビ
サンテレビジョン	大阪放送
兵庫FMラジオ放送	FM802
毎日放送	
朝日放送	

エ 市において、上記の放送要請を行う必要が生じたときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施する。

② 広報車両による広報

市は、より綿密な広報活動を実施するため、必要な地域に対して広報車両による広報活動を実施する。広報車両は、原則として、市所有の広報車を使用することとするが、時間的に、また、道路の通行障害等のために、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて、警察その他防災関係機関の広報車両の協力を要請する。

③ その他の広報手段の確保

ア 市は、防災行政無線、Lアラート、CATV（データ放送）、防災ネット、ホームページ等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。

イ 市は、広報を徹底するために特に必要がある場合は、自転車、バイク等により職員を派遣する等の方策を講じる。

④ 自主防災組織との連携による住民への広報

市は、緊急避難等の必要が生じた際に円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対し、いち早く正確な情報を提供して地域住民に周知するよう努める。

⑤ 災害時要援護者に対する広報

ア 障がい者、高齢者に対する広報

市は、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得ながら、地域における障がい者、高齢者に対する広報活動を実施する。

イ 外国人に対する広報

市は、ボランティア等の協力を得ながら、地域における外国人住民に対する広報活動を実施する。

### 3 船舶に対する伝達

#### (1) 船舶所有者・団体への情報伝達

- ① プレジャーボート、遊漁船等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集、連絡のための体制、船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。
- ② 市は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、関係団体との連絡体制について整備する。

#### (2) 船舶への情報伝達

- ① 第五管区海上保安本部、市等は、津波警報又は大津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努める。
- ② 第五管区海上保安本部は、在泊船舶に対し、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、垂れ幕等により周知する。
- ③ 第五管区海上保安本部、県、市等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等とすべき措置を併せて示すことに配慮する。

### 4 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

市、県、その他港湾施設、漁港施設の管理者は、津波が到達するまでの時間を考慮して、船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置について、次の事項を参考にマニュアルを定めておく。

なお、港則法の適用のない港湾、漁港については、港湾、漁港管理者が船舶所有者及び漁業協同組合と、津波警報又は大津波警報が発表された場合等の船舶の安全対策について、適切な措置を講じられるよう、事前に協議しておく。

港湾・漁港管理者名	港湾・漁港名	備考
兵庫県	福良港、阿万港、湊港、津井港 沼島漁港、丸山漁港	洲本土木事務所 洲本農林水産振興事務所
南あわじ市	仁頃漁港、地野漁港、灘漁港、吉野漁港、黒岩漁港、阿那賀漁港、伊毘漁港	産業建設部

(津波に対する船舶の心得)

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の到達時刻を確認し、余裕があれば港外退避すること
- イ 地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報・注意報が発表されたときは、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避すること
- ウ ラジオ、テレビ、無線などを通じて正しい情報を入手すること
- エ 港外退避できない小型船等は、平時から船をしっかりと固縛すること
- オ 津波は繰り返し襲ってくるため、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと

## 5 管轄区域内被害状況の迅速・確実な把握

市は、第五管区海上保安本部及び関係機関と連携して、管轄する区域内における被害状況について迅速・確実な把握を行うための計画を整える。

## 6 情報伝達網途絶時の対応

通常使用している情報伝達網が地震動の影響により寸断される可能性があることに留意し、通常の情報伝達網途絶時における対応を検討しておく。

## 7 その他

災害情報の報告基準、報告系統、伝達手段、報告内容、市各部等における調査事項及び調査、その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。



## 第4節 避難指示等の発表基準

### 【危機管理部】

---

#### 第1 趣旨

---

地域住民に対する避難指示の発表基準について定める。

---

#### 第2 内容

---

避難指示等の発表基準に関する事項については、第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第6節「避難対策の実施」に定めるところによる。

## 第5節 避難対策等

【各部、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、消防団】

### 第1 趣旨

津波からの避難対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 避難対象地域の指定

地震時において、津波による避難指示等の対象となる地域は、下記の通りである。これらは、最大クラス（M9クラス・レベル2）の地震津波を想定したものであるが、福良地区ではレベル1津波においても浸水が想定されていることに留意が必要であり、避難対策の検討にあたっては、レベル1津波により浸水する状況も考慮する。

#### 【津波による避難指示等の対象となる地域】

松帆（宝明寺、戎旦寺除く）、湊全域、志知北、志知志知、志知松本、津井（内原除く）、阿那賀全域、丸山全域、福良（うずしお台除く）、阿万（上町除く）、灘（弘川除く）、沼島全域

#### 2 迅速な避難のための備え

##### (1) 津波避難計画の作成

市は、次の事項について地域防災計画に定めるとともに、避難場所等についてあらかじめ関係地域住民等の十分な周知を図る。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 津波からの避難場所（施設や避難の目標とする地点、屋内・屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る避難路、避難経路
- ⑤ 津波情報の収集、伝達
- ⑥ 避難指示等の伝達手段・方法
- ⑦ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑧ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車移動の禁止等）
- ⑨ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

##### (2) 緊急避難場所、津波避難ビルの指定

市は、津波発生時における緊急避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行う。緊急避難場所については、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて、避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を図る。また、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について、あらかじめ協議しておく。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所等を見直していく。

(3) 避難路、避難経路の設定

市は、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強や、土砂災害のおそれがなく安全性や機能が確保されている道路を避難路として設定するよう努めるとともに、カラー舗装や夜光塗料の使用などにより、避難路の安全性の向上を図る。

(4) 避難の方法

避難の方法は、原則として、徒歩による。

(5) 避難所の確保

原則として、市長が避難所の開設を判断するが、状況に応じて、最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が応急的に避難所を開設する。開設に際しては、施設の安全性を目視等により応急的に確認するとともに、浸水のおそれについて確認し、有資格者による応急危険度判定調査を速やかに行う。

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料、生活用品等の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

また、福祉避難所に住民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設や設備の被害状況等を確認のうえ、福祉避難所の開設を要請する。

(6) 避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等が発表されたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとる。

(7) 避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- ① 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- ② 津波の発生のおそれから、市長による避難指示等が発表された場合の、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールに基づいて計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ③ 地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し、必要な救護を行う。

(8) 災害時要援護者等に対する避難誘導

市は、観光客等の地理に不案内な利用者等の災害時要援護者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、あらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設設置者又は管理者が、情報伝達及び避難誘導の手段を定めるよう指導する。

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、消防団、自主防災組織等との連携、避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性の確保について留意する。

(9) 集客場所等での表示

市は、観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所に、浸水予想図の掲示や避難場所、避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。

(10) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策

市は、港湾における就労者や漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者、漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう指導する。

(11) 住民の対応

避難対象地域内の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

### 3 避難所の維持・運営

(1) 避難所の開設は市長がこれを決定する。ただし、応急の必要がある場合には最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が避難所を開設することができる。

開設に際しては、施設の安全性を目視等により応急的に確認するとともに、浸水のおそれについて確認し、また、速やかに有資格者による応急危険度判定調査を行う。

(2) 住民の福祉避難所への避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設や設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。

(3) 指定避難所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料、生活用品等の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(4) 避難後に実施する救護の内容を明示する。

(5) 避難所等に避難した者が自主防災組織を中心として、円滑に避難所等を運営できるよう必要な支援を実施する。このとき、津波警報又は大津波警報等の情報の提供について、特に配慮する。

(6) 災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。時間経過とともに避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。

(7) 災害対策本部は、一般電話、携帯電話等が、災害発生直後機能しない場合があることを念頭に置き、避難所との間の情報伝達手段・ルートを確認する。

(8) 避難所等での救護にあたっては、次の点に留意する。

① 市が、避難所等において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

② 市は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し、県及び他市町が備蓄している物資等の供給要請

---

#### ウ その他必要な事項

- (9) 避難所において、災害時要援護者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮する。
- (10) 過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (11) 平常時から、避難所ごとに井戸を整備するなど、地域の状況等も考慮の上、断水時の生活水の確保方策を検討し、準備しておく。
- (12) 避難を実施した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに、互いに協力して、避難場所の運営に努める。

### 4 津波避難に関する意識の普及啓発対策

市は、地域住民や企業に対し、避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画の作成、防災教育、津波ハザードマップの活用、ワークショップの開催等を通じて、津波来襲時に迅速かつ確かな避難を行うことができるよう住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

### 5 災害時要援護者の避難支援

他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 平常時から、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得ながら名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を自主防災組織、自治会等に提供する。
- (2) 避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。
- (3) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行う。
- (4) 避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (5) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な災害時要援護者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておく。
- (6) 地震が発生した場合、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食料の提供など必要な支援を行う。

## 第6節 消防機関等の活動

### 【危機管理部、淡路広域消防事務組合、消防団】

---

#### 第1 趣旨

---

消防機関等の活動について定める。

---

#### 第2 内容

---

##### 1 市の措置

市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置として、次の事項を重点として定める。

- (1) 津波警報又は大津波警報等の迅速かつ的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (5) 救助・救急等
- (6) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (7) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

##### 2 県の措置

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講じる。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等のため、報道機関の協力を得て、住民等に対し広報を行うこと
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

##### 3 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置を講じる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備及び配備

##### 4 消防団員等の安全管理

津波災害対応時の消防団員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底する。

- (1) 団員等も身に危険が迫れば退避する。
- (2) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。

- (3) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- (4) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

## 5 消防団の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。

## 第7節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

【関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社兵庫支店、淡路広域水道企業団等】

---

### 第1 趣旨

津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送機関が行う措置について定める。

---

### 第2 内容

#### 1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第21節「ライフラインの応急対策の実施」第4「水道の確保」に定めるところによる。

#### 2 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるブレーカーの開放等火災等の二次災害防止に必要な措置に関する広報を実施する。

電気は、津波警報又は大津波警報等の伝達や夜間避難時の照明の確保等円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じる。

また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

#### 3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止に必要な措置に関する広報を実施する。

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第21節「ライフラインの応急対策の実施」第2「ガスの確保」に定めるところによる。

#### 4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報又は大津波警報等の情報の確実な伝達に必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時への対策等を実施する。

(2) 西日本電信電話株式会社兵庫支店の行う措置

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第21節「ライフラインの応急対策の実施」第3「電気通信の確保」に定めるところによる。



## 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の迅速かつ正確な伝達のために不可欠なものであることから、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対し、津波警報又は大津波警報等が発表される前であっても、迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報又は大津波警報等の迅速かつ正確な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報又は大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

## 第8節 交通対策

【産業建設部、第五管区海上保安本部、南あわじ警察署】

### 第1 趣旨

津波災害に対する道路、海上の対策を定める。

道路管理者は、国「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（具体計画）を踏まえ、緊急輸送ルートの点検・道路啓開を行う。市内において初動期に啓開すべきルート等については、「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング」の申し合わせによる。

### 第2 内容

#### 1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところ及び避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

なお、県警察は、必要に応じて、隣接する府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

#### 2 海上

- (1) 第五管区海上保安本部及び港湾管理者等は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれのあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常が認められるときは、必要に応じて、調査を行うとともに、応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通に危険を生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに、航行警報等必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これら物件等の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう命じ、又は勧告する。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行に危険が認められる場合は、漂流物除去等に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部、県及び市は、津波による危険が予想される場合においては、安全な海域への船舶の退避等が円滑に実施できるよう措置を講じることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定める。

#### 3 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、バス等の乗客の避難誘導計画等を定める。



## 第9節 市が自ら管理等を行う施設に関する対策

### 【各部】

---

#### 第1 趣旨

---

市が自ら管理等を行う施設における津波避難に関する対策について定める。

---

#### 第2 内容

---

##### 1 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する市役所、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、保育所（園）、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して、対策を定める。

なお、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

##### (1) 各施設に共通する事項

##### ① 津波警報又は大津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること
- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること
- (ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報又は大津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること

##### ② 応急対策を実施する組織の確立

##### ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ④ 施設の防災点検並びに設備、備品等の転倒及び落下防止措置

##### ⑤ 出火防止措置

##### ⑥ 水、食料等の備蓄

##### ⑦ 消防用設備の点検・整備

##### ⑧ 非常用発電装置の整備、CATV、防災ネット、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備

##### ⑨ 防災訓練、教育及び広報

##### (2) 個別事項

- ① 市役所等公共施設のうち、津波避難の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講じる。

- ② 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため、必要な措置を講じる。
- ③ 学校等にあつては、次の措置を講じる。
  - ア 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置（児童・生徒の保護者への引渡方法）
  - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - ウ 地域住民の避難場所となる施設への受入方法等の措置
- ④ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 市の災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される市役所等の管理者は、1の(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - ② 無線通信機等通信手段の確保
  - ③ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を講じるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備に協力する。
- (3) 県は、県有施設が市推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (4) 県は、市が行う屋内退避に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力する。

## 3 工事中の建築等に対する措置

県、市等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置に関する方針を定める。このとき、原則として、工事中断の措置を講じることとし、特別の必要により、津波被害の防止対策を行う場合は、作業員の安全確保のため、津波避難に要する時間に配慮する。

## 第10節 迅速な救助

### 【危機管理部、淡路広域消防事務組合、消防団】

---

#### 第1 趣旨

---

迅速な救助のため、消防、警察、自衛隊等の実働部隊の体制整備、支援、連携等に関する対策について定める。

---

#### 第2 内容

---

##### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

##### 2 緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等に基づき、緊急消防援助隊による人命救助等の支援体制の整備を行う。

##### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

##### 4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

---

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理部、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会】

### 第1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、計画的事業の推進等について定める。

### 第2 内容

#### 1 施設整備の方針

(1) 市は、以下に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を策定し、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。

- ① 建築物、構造物の耐震化・不燃化・耐浪化
- ② 避難場所の整備
- ③ 避難経路の整備
- ④ 土砂災害防止施設の整備
- ⑤ 津波防護施設の整備
- ⑥ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設並びに平成25年総務省消防庁告示第489号に定める消防用施設
- ⑦ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ⑧ 通信施設の整備

市防災行政無線及びその他の防災機関等の無線

(2) 市は、施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮し、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるような整備の順序及び方法について考慮する。

(3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

#### 2 実施内容

第2編「災害予防計画」に定めるところ等により実施する。

## 第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

### 第1節 地域防災力の向上

【危機管理部】

---

#### 第1 趣旨

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

---

#### 第2 内容

##### 1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」、「室内安全」、「備蓄」、「避難」等について、各家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。

##### (1) 事前の備え

###### ① 住まいの安全のチェック

ア 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

イ 家具の転倒防止対策を実施する。

###### ② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を設け、非常持ち出し品の搬出や火元の始末などの役割分担のほか、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤル「171番」の利用など）や最終的な集合場所を決めておく。

###### ③ 防災知識・技術の心得

防災に関する施設の見学や救急救命訓練などの各種講座に参加するなど、防災関連知識・技術の習得に努める。

###### ④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて、最低3日間分を備蓄する。また、避難所等での生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品等を準備のうえ、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

##### (2) 災害時の行動に関する心がまえ

##### (揺れへの心得)

① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

② あわてて外に飛び出さない。

③ 揺れが収まった後、火元の始末を確認する。

④ 避難する場合は、家に避難先・安否情報のメモを残す。

⑤ ブロック塀には近づかない。靴を履いて外に出る。

⑥ 靴を履いて外に出る。

⑦ 自動車では避難しない。



(津波への心得)

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高いところに避難する。
- ④ ラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて、正しい情報を入手する。
- ⑤ 津波注意報の発表段階であっても、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等が解除されるまで絶対に戻らない。
- ⑦ 津波見物は絶対にしない。津波は、引き波からでなく、押し波から来ることもある。
- ⑧ 海岸や河川敷からできるだけ離れた高い所に避難する。
- ⑨ 避難勧告・指示を守り、速やかに避難場所へ避難する。
- ⑩ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリート造建築物の5階以上に避難する。
- ⑪ 避難ルートは、複数確認し、事前に歩いて確認しておく。

## 2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、地域防災活動に寄与するよう努める。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「住民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

## 3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施する。

また、特に危険物施設の管理者は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消化設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図る。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持及び地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

その具体的内容は、第2編「災害予防計画」第3章「住民参加による地域防災力の向上」第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

## 4 市の措置

市は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置を講じる。その具体的内容については、第2編「災害予防計画」第3章「住民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」、第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

## 第2節 防災訓練計画 【各部、消防団、防災関係機関】

---

### 第1 趣旨

---

推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施について定める。

---

### 第2 内容

---

#### 1 防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織、地域住民等との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、11月5日の津波防災の日付近に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は大津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施する。
- (4) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を行う。
  - ① 動員訓練及び本部運営訓練
  - ② 津波警報又は大津波警報等の情報収集・伝達訓練
  - ③ 警備及び交通規制訓練
  - ④ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難訓練
  - ⑤ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等の避難者の人数等について、迅速かつ的確に都道府県及び防災関係機関に伝達する訓練
  - ⑥ 図上訓練
- (5) 県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。
- (6) 市は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

#### 2 保育所及び学校等における津波防災訓練の実施

- (1) 避難対象地域に所在する学校等は、避難訓練の一環として、津波警報又は大津波警報の発表を想定した訓練を実施する。
- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、保育所及び学校等で学習している津波防災学習を想起させる。また、避難訓練が実施できれば、これを行う。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。
- (4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒等がハンディキャップを持つ児童・生徒等と一緒に避難することができるよう配慮をする。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【危機管理部、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、  
南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合】

### 第1 趣旨

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 第2 内容

#### 1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、推進地域内外の居住者等の南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。
- (2) 市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
- (3) 市は、県と協力して、住民等に対して、南海トラフ地震に関する防災教育を実施する。
- (4) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて、地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
  - ① 南海トラフ地震に伴い発生する予想される地震動及び津波に関する知識
  - ② 地震及び津波に関する一般的な知識
  - ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とすべき行動に関する知識
  - ④ 正確な情報入手の方法
  - ⑤ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - ⑧ 避難生活に関する知識
  - ⑨ 平素地域住民等自らが実施する最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活用品等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (5) 市は、教育方法として、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、防災訓練等の機会を通じて、地域の実情に合わせた具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (6) 市は、地震対策実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要な知識等を提供するための体制の整備について留意する。

- (7) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難所、避難路等についての広報を行うよう留意する。
- (8) 市は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努める。

## 2 園児、児童及び生徒等に対する教育

保育所（園）・こども園・幼稚園、小学校、中学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件及び高潮・高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成について保護者、地域住民と共に取り組み、地域の危険箇所等を知ること

## 3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努める。県、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

## 4 自動車運転者に対する教育

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時等の教習等の機会を通じて、次の事項に配慮のうち、南海トラフ地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について、教育、広報を行う。

- (1) ハンドルをしっかり握り、徐々にスピードを落とす。
- (2) 車は道路の左側に寄せ、エンジンを切る。
- (3) 揺れがおさまるまで車外に出ない。カーラジオで地震情報をチェックする。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

## 5 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育は、各部、各機関で行うこととし、その内容は、少なくとも、次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生の予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識

- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

## 第8章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

【危機管理部、総務企画部、産業建設部】

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

### 第1節 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応

#### 第1 対応方針

- (1) 南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限った避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討する。

#### 第2 内容

##### 1 応急危険度判定の迅速化等

最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物やがけ地等への立ち入り禁止を強く呼びかける。

## 第2節 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

### 第1 趣旨

平成29年9月28日付けで政府が発出した『「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」を踏まえた南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について』を踏まえ、本市における対応を次のとおり定める。

なお、この対応は国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、適用する。

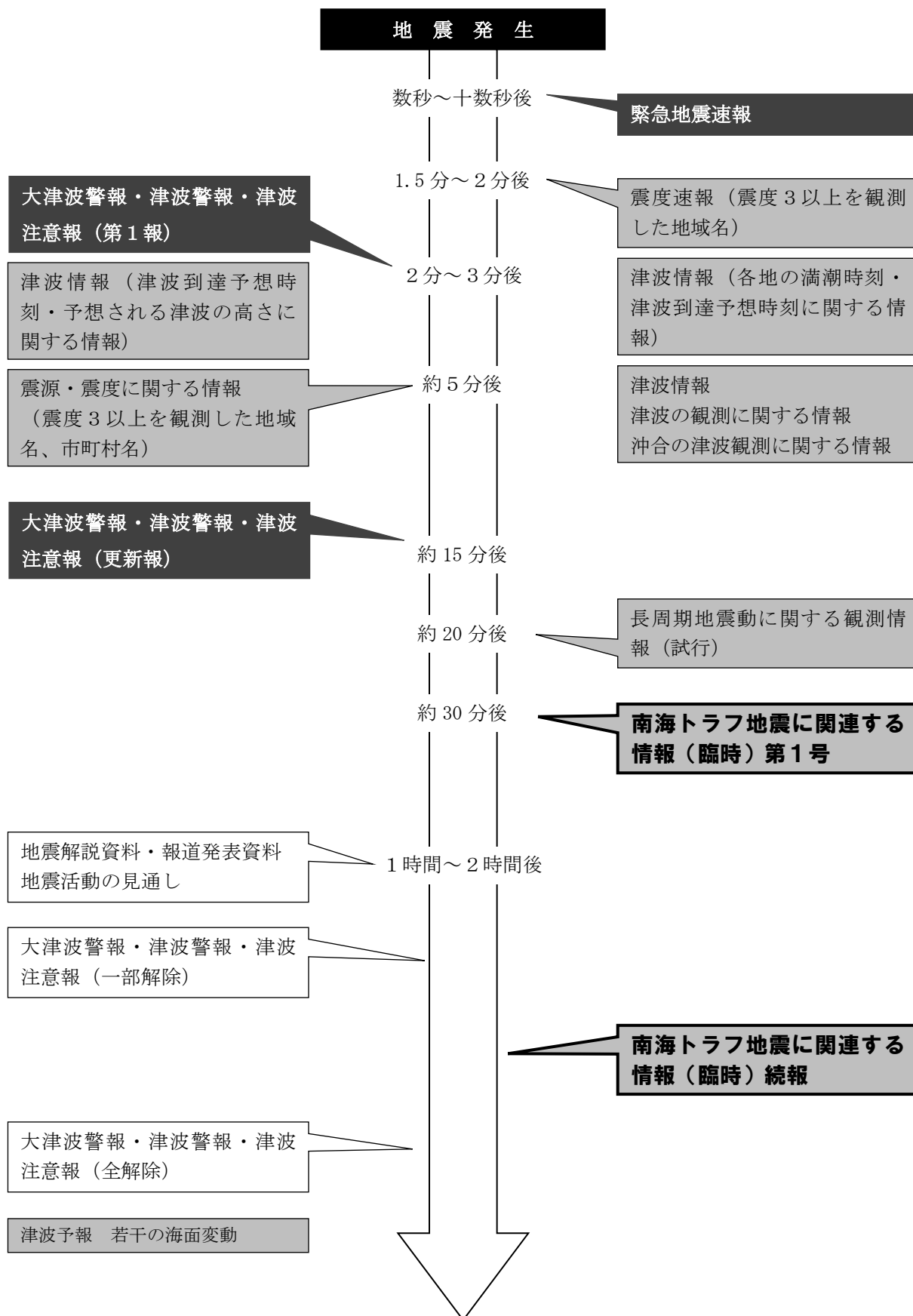
[参考] 南海トラフ地震に関連する情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"><li>●南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li><li>●観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li><li>●南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li></ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"><li>●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</li></ul>

※：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定する。

注：本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報の（東海地震に関連する情報）発表は行わない。

【南海トラフ地震に関連する情報（臨時）のイメージ】





## 第2 対応の方針

平成29年から気象庁が運用を開始した「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時における、前兆現象に応じた対応については、下記の表により実施する。

どの場合においても、被害が発生するなどして災害対策本部を設置する場合以外は、災害警戒本部を設置し、日頃からの地震・津波への備えを再確認し、住民への広報等を実施する。

国が、臨時情報に関する防災対応のガイドラインを策定予定であり、示された後に対応方針を再検討する。

【前兆現象に応じた方針・対応の表】

臨時情報発表に関する前兆現象	当面の考え方及び対応
南海トラフ想定震源域における西側半割れ（M8級）	いわゆる「南海地震」が発生した状況であり、発生直後に「淡路島南部（＝南あわじ市沿岸）」に大津波警報が発表され、臨時情報を待つことなく、避難を開始。 本市に地震・津波による大規模被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波警報等の動向や被害の状況を見極め判断。
〃 東側半割れ（M8級）	いわゆる「東海地震」や「東南海地震」が発生した状況であり、発生直後に「淡路島南部（＝南あわじ市沿岸）」にも大津波警報が発表されると想定され、臨時情報を待つことなく、避難を開始。 本市に地震・津波による被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波警報等の動向や被害の状況を見極め判断。
〃 一部割れ（M7級）	津波注警報の発表に応じ、避難を開始。 発生場所次第で、本市に地震・津波による被害発生の可能性あり。 避難解除の時期は、津波注警報解除後。
〃 ゆっくりすべり（地震動を感じず、津波も発生しない※）	避難なし。 本市に地震・津波による被害なし。
上記全てについての共通事項	被害が発生するなどして災害対策本部を設置する場合以外は、災害警戒本部を設置し、日頃からの地震・津波への備えを再確認し、住民への広報等を実施。

※東海地震予知情報の判定基準とされていたようなプレート境界面でのゆっくりすべりや、これまでに観測されたことがないような大きなゆっくりすべりなど

## 第3 住民への広報

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、インターネット、携帯電話（防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、FAX等により速やかに住民等へ広報する。

---

## 第4 公共施設等の緊急点検

---

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、混乱を防止し、安全を確保するため、公共施設等の緊急点検を実施する。

### 1 公共施設

#### (1) 道路

所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断の措置をとる。

#### (2) 河川

所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合には中断等の適切な措置を講じる。

### 2 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する市役所、教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

民間の事業所や施設に対しても、これらの措置をとるよう要請する。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の来訪者への伝達
- (2) 来訪者が避難できるスペースの確保
- (3) 施設の応急修理及び設備、備品等の転倒・落下防止措置、薬品の転倒・落下防止等危険物流出の予防
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用施設等の点検、整備と事前配備
- (7) 災害用備蓄品の点検
- (8) 非常用電源の確保
- (9) 無線通信機等通信手段の確保

---

## 第5 住民のとりべき措置

---

### 1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集する。また、市や消防署、警察署等からの情報に注意し、正確な情報を収集する。
  - (2) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき、家族と避難場所や安否確認の方法について確認する。
  - (3) 家具の転倒・落下・移動の防止措置を行う。
  - (4) 火の使用は自粛する。
  - (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置を行う。
  - (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行う。
-

- (7) 飲料水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の準備をする。
- (8) 万一のときの脱出口を確保する。

## 2 職場における措置

- (1) ロッカーや什器等の転倒・落下・移動の防止措置を行う。
- (2) 火の使用は自粛する。
- (3) 消防計画、予防規定等に基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (4) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認する。
- (5) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (6) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- (7) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保ができるよう対策を講じる。
- (8) 正確な情報を収集する。
- (9) 近くの職場どうしで協力し合える体制を整える。
- (10) 危険物車両等の運行を自粛する。
- (11) 関係機関との情報連絡体制及び事業継続のための取引先との連絡体制を確認する。